

大田市公告 第 37 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により温泉津農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項の規定により準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、同条第2項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画書を大田市役所産業振興部農林水産課において縦覧に供する。

令和3年4月30日

大田市長 楫野弘和

